

青森県報

第五十二号

令和元年
九月二日
(月曜日)

目次

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(同) ……一

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

○技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……二

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……三

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(西北地域県民局) ……五

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六

告 示

青森県告示第二百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名 称	所在地	指定年月日
株式会社駒のまほろば	南津軽郡大鰐町大字居土字宮本四九の四	生活介護	渡邊ホーム	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字富岡三一〇の二	令和元年・九・一		

青森県告示第二百七十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和元年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	名 称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	児童発達支援	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目一の一三	令和元年・八・三		
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	放課後等デイサービス	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目一の一三	〃		
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	保育所等訪問支援	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目一の一三	〃		

青森県告示第百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和元年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	障害児通所支援事業の種類	障害児通所支援事業の名称	障害児通所支援事業の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人あーると	主たる事務所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉三八の二三	児童発達支援	児童発達支援センター びーた	五所川原市若葉三丁目一の二三	令和 元・九・一
社会福祉法人あーると	主たる事務所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉三八の二三	放課後等デイサービス	児童発達支援センター びーた	五所川原市若葉三丁目一の二三	〃
社会福祉法人あーると	主たる事務所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉三八の二三	保育所等訪問支援	児童発達支援センター びーた	五所川原市若葉三丁目一の二三	〃

青森県告示第百八十一号

令和元年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

令和元年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラス

チック成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、プリプレス（DTP作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 単一等級

製麺（機械生麺製造作業）

4 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

二 実施期日

1 実技試験

令和元年十二月六日（金）から令和二年二月十六日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 令和二年一月二十六日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施

工

(2) 三級

電気機器組立て、配管、型枠施工

(二) 令和二年二月二日(日)に実施する職種

(1) 特級

機械検査、電気機器組立て、自動販売機調整、機械加工、放電加工、仕上げ、電子機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、自動販売機調整

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図

(4) 単一等級

製麺

(三) 令和二年二月九日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、建築大工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、菓子製造、鉄筋施工、コンクリート圧送施工

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図、鉄筋施工

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

令和元年十月七日(月)から同月十八日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会が配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七―七三―四一九四―一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七―七三―八―五五六―)に問い合わせること。

青森県告示第二百八十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和元年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三一五・八七
岩木川下流	〃	四七四・八一
岩木川上流	〃	九九〇・一二
平川	〃	三九七・六八
浅瀬石川	〃	四〇五・六二
今別川く蟹田川	〃	一、〇一〇・一一
青森地区	〃	七二九・九四
下北東部	〃	一、一二六・二六
下北西部	〃	八六四・三六

奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃
八五・九〇	〇・六二	一〇〇・二八	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	八四・一七	四二・〇六	一〇・七〇	二八四・四八	一五六・七二	一四〇・八五	八九一・一八	三六四・四九	五六一・八二	一四四・八〇

五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流
〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃
一五・一四	一二八・八九	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七九・三六

東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町
〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇六・〇二	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九三・六四	一五九・一四	八・六二	九・三二	三・七六	一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上原ガス設備工業

二 氏名 上原弘志

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字鎌谷町一二二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一四〇九五号

五 取消年月日 令和元年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

超音波画像診断装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一
三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年八月七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社シバタ医理科 青森営業所

青森市南佃一丁目一四の一〇

六 落札金額

三千三百四万八千円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和元年六月二十六日

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭